

柔道整復師(整骨院・接骨院)等の施術を受ける人へ

整骨院や接骨院は、国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。単なる肩こりや筋肉疲労などには、国民健康保険は使えませんのでご注意ください。施術を受ける際は、「いつ」「どこで」「何をして」「どんな症状があるか」を、施術者へ正確に伝えましょう。不明な点は施術所窓口でお尋ねください。



国民健康保険が使えるとき(外傷性が明らかな場合)

- 打撲、ねんざ、挫傷
(肉離れを含む)
- 骨折・脱臼の応急処置
※応急処置後に施術を受ける場合や応急処置以外で骨折・脱臼の施術を受ける場合は、あらかじめ医師の同意(口頭での同意可)が必要です。
- 骨、筋肉、関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき

整骨院・接骨院にかかるときの注意点

「療養費支給申請書」の内容を確認し、委任状欄への署名は自分で書きましょう。ご自身(患者)が柔道整復師に国保への療養給付費の請求を委任するための書類です。

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| ● 負傷の原因 | ※受領委任払い…柔道整復師が地方厚生局長と「受領委任払い」の協定を結んでい |
| ● 施術を受けた回数 | れば、窓口で一部負担金を支払うだけで施 |
| ● 自己負担額 | 術が受けられます。現在多くの施術所で |
| ● 施術内容 | に誤りがないか確認してご自身で署名しましょう。 |
| | 行われています。 |

受診照会にご協力ください

療養費の適切な運用のため、国保年金課が、施術内容について文書でお尋ねすることがありますので、ご協力をお願いします。

整骨院・接骨院にかかったときは、「負傷した部位」「施術の内容」「施術の年月日」などが分かるように記録を残し、領収書は必ず保管しておきましょう。

療養費の支給

やむを得ない理由でマイナ保険証や資格確認書を持たずに保険適用の医療を受けて全額(10割)支払ったときや医師の指示でコルセットなどの治療用装具を購入したとき、はり・きゅうなどの施術を受けたときなどに療養費が支給されます。

また、海外渡航中に医療機関で診療を受けたとき、指定の用紙に記入してもらい、診療明細書および領収書とそれらの翻訳文を添付して申請すれば、療養費が支給されます(ただし、診療目的の渡航や日本で保険適用外の治療を受けた場合を除く)。

葬祭費の支給

国保加入者が亡くなったとき、喪主(葬儀執行者)に対して2万円が支給されます。ただし、他の健康保険から支給を受けることができる場合は国保からは支給されません。

一部負担金の減免など

災害など特別な事情が過去6カ月以内に生じたことにより収入が一定額以下になった場合、医療機関に支払う一部負担金の減免や徴収猶予を受けられることがあります。詳しくは、お問い合わせください。



出産育児一時金の支給

出産費用に出産育児一時金を直接充てることができるよう、原則として医療機関などからの請求に基づき、市から直接医療機関などに出産育児一時金を支払う仕組みになっています。

- 国保加入者が出産した場合、出産育児一時金として48万8千円が支給されます。
- 産科医療補償制度に加入している医療機関の医学的管理の下で出産(死産を含む、在胎週数22週に達した日以降の出産に限る)した場合は1万2千円加算され、50万円が支給されます。なお、妊娠12週(85日)以上の死産・流産でも出産育児一時金は支給されます(医師の証明などが必要です)。

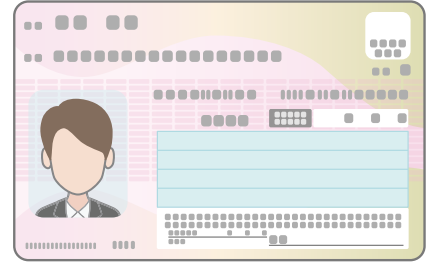
※出産費用が50万円未満の場合は、国保年金課に差額支給の申請をしてください。
※他の健康保険から支給を受けることができる場合は、国保からは支給されません。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録はお済みですか?

マイナポータル(自分専用サイト)で医療費通知情報などを閲覧でき、通院時に特定健診の結果や薬剤情報を医師と共有*することで、診療に役立てることができます。マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みの人は、医療機関などを受診する際には、マイナンバーカードをご持参ください。

なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルにて初回登録が必要です。登録方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※本人の同意があった場合のみ



マイナ保険証の利用により「限度額適用認定証」の申請が不要になります

これまで医療費が高額になる場合、所得に応じた限度額までの支払いにするためには「限度額適用認定証」の提示が必要でした。

マイナ保険証の利用により医療機関などで限度額情報の確認ができれば、「限度額適用認定証」の交付申請手続きや提示は不要です。

- オンライン資格確認システムが導入されていない医療機関などでは利用できません。
- 住民税非課税世帯で、直近12カ月(住民税非課税期間中)の入院日数が90日を超え、入院時の食事療養費などの減額をさらに受ける場合は、別途申請手続きが必要です。
- 国民健康保険税に滞納がある場合は、医療機関などで限度額情報の確認ができない場合があります。

将来の負担を増やさないため、年に1回特定健診を受けましょう!

特定健診の受診は未来への投資です!



- 生活習慣病の多くは、自覚症状がないまま進行し、放置すると命に関わる重大な病気へとつながることもあります。健診結果の数値は、目に見えない体からのサインで、毎年健診を受けることで変化に気付くことができます。

- 特定健診の対象者へ5月末に受診券を送付しています。届いていない人は国保年金課(☎537-7175)へご連絡ください。4月2日以降に国保に加入した人は受診券発券の申込みが必要です。

特定健診特設サイト

